

議案第3号

瀬戸内市職員の給与に関する条例及び瀬戸内市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の給与に関する条例及び瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

今年度の人事院勧告に基づき、通勤手当の新たな距離区分を創設するととも
に、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため。

瀬戸内市条例 号

瀬戸内市職員の給与に関する条例及び瀬戸内市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第12条の表中「

60キロメートル以上	38,700円
------------	---------

」を「

60キロメートル以上	65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上	70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上	75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上	80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上	85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上	90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上	95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上	100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上		66,400円

」に改める。

第2条 瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年瀬戸内市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第15条の2中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第24条の2中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号)新旧対照表 (第1条関係)

現行	改正後																																																
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2キロメートル以上 5キロメートル未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5キロメートル以上 10キロメートル未満</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>10キロメートル以上 15キロメートル未満</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートル以上 20キロメートル未満</td> <td>10,400円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートル以上 25キロメートル未満</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートル以上 30キロメートル未満</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートル以上 35キロメートル未満</td> <td>19,700円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートル以上 40キロメートル未満</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートル以上 45キロメートル未満</td> <td>25,900円</td> </tr> <tr> <td>45キロメートル以上 50キロメートル未満</td> <td>29,100円</td> </tr> <tr> <td>50キロメートル以上 55キロメートル未満</td> <td>32,300円</td> </tr> </tbody> </table>	通勤距離	支給額	2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,000円	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円	10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,300円	15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,400円	20キロメートル以上 25キロメートル未満	13,500円	25キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600円	30キロメートル以上 35キロメートル未満	19,700円	35キロメートル以上 40キロメートル未満	22,800円	40キロメートル以上 45キロメートル未満	25,900円	45キロメートル以上 50キロメートル未満	29,100円	50キロメートル以上 55キロメートル未満	32,300円	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2キロメートル以上 5キロメートル未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5キロメートル以上 10キロメートル未満</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>10キロメートル以上 15キロメートル未満</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートル以上 20キロメートル未満</td> <td>10,400円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートル以上 25キロメートル未満</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートル以上 30キロメートル未満</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートル以上 35キロメートル未満</td> <td>19,700円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートル以上 40キロメートル未満</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートル以上 45キロメートル未満</td> <td>25,900円</td> </tr> <tr> <td>45キロメートル以上 50キロメートル未満</td> <td>29,100円</td> </tr> <tr> <td>50キロメートル以上 55キロメートル未満</td> <td>32,300円</td> </tr> </tbody> </table>	通勤距離	支給額	2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,000円	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円	10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,300円	15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,400円	20キロメートル以上 25キロメートル未満	13,500円	25キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600円	30キロメートル以上 35キロメートル未満	19,700円	35キロメートル以上 40キロメートル未満	22,800円	40キロメートル以上 45キロメートル未満	25,900円	45キロメートル以上 50キロメートル未満	29,100円	50キロメートル以上 55キロメートル未満	32,300円
通勤距離	支給額																																																
2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,000円																																																
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円																																																
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,300円																																																
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,400円																																																
20キロメートル以上 25キロメートル未満	13,500円																																																
25キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600円																																																
30キロメートル以上 35キロメートル未満	19,700円																																																
35キロメートル以上 40キロメートル未満	22,800円																																																
40キロメートル以上 45キロメートル未満	25,900円																																																
45キロメートル以上 50キロメートル未満	29,100円																																																
50キロメートル以上 55キロメートル未満	32,300円																																																
通勤距離	支給額																																																
2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,000円																																																
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円																																																
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,300円																																																
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,400円																																																
20キロメートル以上 25キロメートル未満	13,500円																																																
25キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600円																																																
30キロメートル以上 35キロメートル未満	19,700円																																																
35キロメートル以上 40キロメートル未満	22,800円																																																
40キロメートル以上 45キロメートル未満	25,900円																																																
45キロメートル以上 50キロメートル未満	29,100円																																																
50キロメートル以上 55キロメートル未満	32,300円																																																

55キロメートル以上	60キロメートル未満	35,500円	55キロメートル以上	60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上		38,700円	60キロメートル以上	65キロメートル未満	38,700円
			65キロメートル以上	70キロメートル未満	42,200円
			70キロメートル以上	75キロメートル未満	45,700円
			75キロメートル以上	80キロメートル未満	49,200円
			80キロメートル以上	85キロメートル未満	52,700円
			85キロメートル以上	90キロメートル未満	56,200円
			90キロメートル以上	95キロメートル未満	59,600円
			95キロメートル以上	100キロメートル未満	63,000円
			100キロメートル以上		66,400円
(3) 略			(3) 略		
3~7 略			3~7 略		

瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年瀬戸内市条例第30号)新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正後
(期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～6 略	(期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～6 略
(勤勉手当) 第15条の2 前条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項各号列記以外の部分中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の105</u> 」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。	(勤勉手当) 第15条の2 前条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項各号列記以外の部分中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の106.25</u> 」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。
(期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間	(期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間

の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～6 略

(勤勉手当)

第24条の2 前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の105」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。

の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～6 略

(勤勉手当)

第24条の2 前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の106.25」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。